

聖籠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第三号

聖籠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町職員の育児休業等に関する条例（平成四年聖籠町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 聖籠町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成二十年聖籠町条例第一号）第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

（イ） その養育する子が一歳に達する（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

（ウ） 勤務日の日数を考慮して町長が別に定める非常勤職員

イ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員
（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日
- 二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が

当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方
等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当
該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休
業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可
能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日まで
の日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の
出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十
二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の
規定により勤務しなかった日数と当該子について育児
休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引い
た日数を経過する日より後の日であるときは、当該経
過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するた
め、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育
する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育
児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場
合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等
育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達
日である場合にあつては、当該末日とされた日（当該
育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休
業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのい
れかの日））の翌日（当該子の一歳到達日後の期間に
おいてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日
を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非
常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任
期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつ
ては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用さ
れる日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をし
ようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれに

も該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が別に定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第十一条中「平成七年」の次に「聖籠町」を、「条例第一号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第二十条中「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の二号を加える。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をして

いる職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が定める非常勤職員

第二十一条中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第二項中「承認されている職員」の次に「（非常勤職員を除く）」に対する部分休業の承認を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。